

防地地（事）第 2 0 4 号  
令和 5 年 6 月 2 1 日

地方協力局長  
各地方防衛局長 殿

事務次官  
(公印省略)

防衛施設周辺放送受信事業補助金交付要綱第 1 条に規定する別に定める区域について（通達）

標記について、下記のとおり定められたので通達する。

なお、防衛施設周辺放送受信事業補助金交付要綱第 1 条に規定する別に定める区域について（防地地（事）第 1 7 2 号。令和 3 年 7 月 1 日）は廃止する。

#### 記

防衛施設周辺放送受信事業補助金交付要綱（平成 1 9 年防衛省訓令第 1 2 6 号）第 1 条に規定する別に定める区域は、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（昭和 4 9 年法律第 1 0 1 号）第 4 条の規定による第一種区域（別表に掲げる防衛施設に係るものであって、令和 5 年度以降に指定されたものに限る。以下同じ。）とする。ただし、別表に掲げる防衛施設に第一種区域の指定がない場合については、当分の間、なお従前の例による。

添付書類：別表

| 防 衛 施 設  |
|----------|
| 千歳飛行場    |
| 三沢飛行場    |
| 松島飛行場    |
| 百里飛行場    |
| 入間飛行場    |
| 横田飛行場    |
| 厚木飛行場    |
| 小松飛行場    |
| 岐阜飛行場    |
| 浜松飛行場    |
| 岩国飛行場    |
| 築城飛行場    |
| 芦屋飛行場    |
| 新田原飛行場   |
| 鹿屋飛行場    |
| 嘉手納飛行場   |
| 三沢対地射爆撃場 |
| 伊江島補助飛行場 |
| 出砂島射爆撃場  |